

## 公益財団法人さが緑の基金助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人さが緑の基金(以下「基金」という。)定款第4条に定める助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象事業及び対象者は、別表1のとおりとする。

(助成事業に係る採択基準)

第3条 助成を受ける事業の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 国、県等の既存の補助事業で採択されない事業であること。
- (2) 事業実施箇所は管理、運営主体が明らかであること。
- (3) 事業実施箇所には、基金の助成による事業であること又は緑の募金による事業であることを明示する標柱若しくは標示板等を設置すること。

2 審査の選考基準は次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び内容が助成事業の趣旨に添っていること。
- (2) 事業の実施は不特定多数の者を対象とするものであること。
- (3) 植栽等の実施箇所は公有地及びこれに準ずるものであること。

(助成金の額)

第4条 毎年度の助成金の額は、当該年度の予算の範囲内において、基金理事長(以下「理事長」という。)が定める額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式(民間団体等の緑化支援事業、国際緑化支援事業及び提案公募型緑づくり活動支援事業は別途定める様式以下各様式同じ)による助成金交付申請書に所定の書類を添付して、理事長に正副各1部提出するものとする。ただし、助成金の交付を受けようとする者が市町推進協議会以外の場合は、直接、理事長に1部提出するものとする。

(申請内容の審査及び助成の決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請書を受理したときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成を受ける者及び助成額を決定するものとする。

2 理事長は、助成金の交付の決定には、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 理事長は、助成を受ける事業の交付決定を行おうとするときは、あらかじめ運営協議会の意見を聞かなければならない。審査に当たっては、事業に直接利害関係のある運営協議会委員は除くものとする。

4 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金の交付を受けようとする者に対し第2号様式により通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 別表1に定める助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分、又は助成事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。ただし、助成金の額に変更を及ぼさない助成対象経費の変更については、この限りでない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が、予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成の決定をした場合において、天災地変その他助成の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又助成事業を行う者が助成事業を行うことが出来なくなったときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件に変更する場合がある。
- (5) 助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第1項第1号の規定により、理事長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、第3号様式のとおりとする

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付決定通知書又は助成金交付確定通知書を受領したときは、第5号又は第6号様式による助成金交付請求書に所定の書類を添付して、理事長に1部提出するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後1ヶ月以内に、第4号様式による助成事業実績報告書に所定の書類を添付して、理事長に正副各1部提出するものとする。ただし、助成金の交付を受けた者が市町推進協議会以外の場合は、直接、理事長に1部提出するものとする。

(報告の徴収等)

第10条 理事長は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し報告若しくは関係書類の提供を求め、又は事業実施状況等を検査することができる。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、助成金の交付を受けた者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の全部又は一部を、金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
- (2) 解散等の重大な事情の変更が生じたとき。
- (3) 助成対象である事業を実施せず、又は実施する意思がまったく認められないとき。
- (4) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (5) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。
- (6) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。

(7) 第9条の規定による事業の実績報告をしなかったとき。

(8) 事業完了後、助成金の交付金額を下回ったことが発生したとき。

2 理事長は、前項の規定により返還を求められた助成金を正当な理由がなく指定の期日までに返還しない者に対しては、遅延損害金を請求することができる。

(会計帳簿等の整備)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月17日から施行する。